

序章 計画の概要

序-1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定める計画です。

長期的な視点にたった都市の将来像や都市づくりの目標を示すとともに、その実現に向けて土地利用や道路・公園・下水道等の都市施設の方針を明らかにする計画であり、今後の都市づくりの総合的な指針となるものです。

序-2 計画策定の背景と趣旨

香南市（以下、「本市」という。）は、平成 18 年（2006 年）に野市町、香我美町、赤岡町、夜須町、吉川村の 5 町村合併により誕生しました。

稲作のほかハウス野菜や山北みかんなどの農業及び漁業を中心として栄えてきましたが、近年では大規模工場の誘致により産業都市として発展する一方、平成 14 年（2002 年）に土佐くろしお鉄道でめん・なはり線が開通し交通利便性が向上したことなどから、高知市へのアクセス環境がよくなり、住宅都市として発展しています。

こうした発展の経緯から人口増加が続いていましたが、人口流入が著しい内陸部の新市街地においては、宅地開発や商業集積が進む一方で、海岸沿いなどに形成された既成市街地においては、過疎化や少子高齢化、建物の老朽化などの問題が進行しています。また、内陸部の新市街地においても、開発がしやすい環境にある反面、その開発行為による居住環境の悪化や自然環境の荒廃、都市基盤整備の遅れなどの都市問題が発生しています。

堅調に増加してきた人口も、平成 22 年（2010 年）をピークに減少に転じており、今後は市全体において、少子高齢化にともなう地域活力の低下、市街地の低密度化や建物の老朽化にともなう居住環境の悪化、自然環境の荒廃が進行することが懸念されます。

一方、高知東部自動車道の整備が進む本市では、広域的な交通利便性の向上にともなう産業振興や地域間交流の活性化等の新たな可能性が広がるなど、都市構造や都市機能の更なる変化が予想されるほか、南海トラフ地震を想定した災害に強い都市構造への転換が求められています。

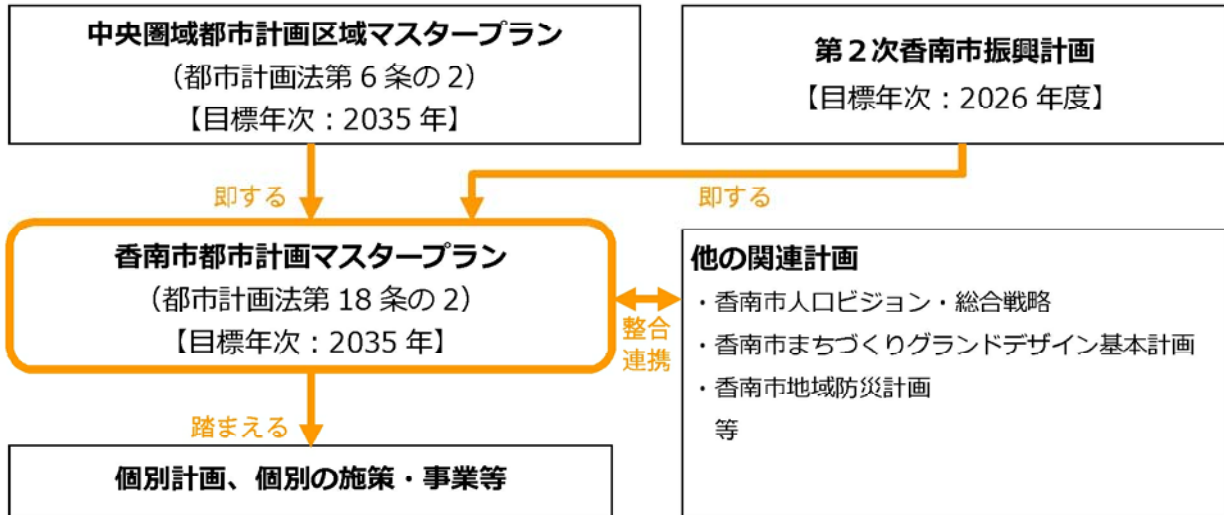
こうした諸問題に対応する施策・事業を進めるためには、市全体を俯瞰した新たな将来像の設定や、土地利用の規制・誘導及び都市基盤整備に関する基本的な方針を定める必要があることから、「香南市都市計画マスタープラン」を策定することとしました。

なお、本市では、合併以降「香南 5 町村まちづくり計画」や「第一次香南市振興計画」により、持続可能な都市、地域の活性化を目指し、さまざまな施策・事業を進めてきました。また、平成 25 年度（2013 年度）から平成 27 年度（2015 年度）にかけて、概ね 45 年後の 2060 年を見据え、まちづくりに関するさまざまな分野での方針及び取組の方向性を示す「香南市まちづくりグランドデザイン基本計画」を策定したところです。

本計画は、こうした計画の内容と整合・連携を図りつつ、概ね 20 年後を見据えた中長期的な将来像、都市づくりに関する総合的な方針を示す計画として策定するものです。

序-3 計画の位置づけ

本計画は、高知県が広域的な観点から都市計画の方針を定めた「中央圏域都市計画区域マスタープラン」と、本市の最上位計画である「第2次香南市振興計画」に即するとともに、各種の関連計画と整合を図りつつ定めます。



序-4 計画の構成

本計画は、前提条件となる本市の現況や課題を詳細に分析・整理した「現況・課題編」を踏まえ、市全体を対象としてまちの将来像やまちづくりの基本的方針を定める「全体構想」と、旧町村を単位とした5地域別に地域特性を活かしたまちづくりの方針を定める「地域別構想」により構成します。

香南市都市計画マスタープラン	序章 計画の概要	現況・課題編	第1章 香南市の現況 ○位置、自然（地勢、気候）、歴史 ○人口・世帯数の動向 ○産業の動向 ○土地・建物利用状況 ○開発動向 ○道路・交通の状況 ○法規制等の状況 ○災害の状況 ○公共公益施設等の状況 ○財政の状況
	第1章 香南市の現況と課題 1-1 香南市の現況と見通し 1-2 上位関連計画 1-3 まちづくりに関する市民意識調査 1-4 まちづくりの基本的課題		第2章 上位関連計画の整理 ○上位関連計画 ○将来プロジェクト等
	第2章 全体構想 2-1 まちづくりの理念と目標 ⇒理念、将来都市像、目標、基本方針、将来フレーム、将来都市構造 2-2 分野別方針 ⇒土地利用、都市施設（道路・公園・下水道等）、自然環境、都市防災、福祉、都市景観、観光		第3章 まちづくりに関する市民意識調査 ○まちづくりに関する市民意向調査結果 ○その他既往の市民意識調査結果
	第3章 地域別構想 3-1 地域区分 3-2～3-6 地域別まちづくりの方針 ⇒赤岡、香我美、野市、夜須、吉川 3-7 地域別構想の推進に向けて		第4章 まちづくりの基本的課題 ○香南市の広域的な位置づけ ○まちづくりの基本的課題
	第4章 実現化方策 4-1 計画の実現に向けた取組 4-2 計画の実現に向けた方策 4-3 計画の評価と見直し		
	参考資料 （策定経緯、用語集）		

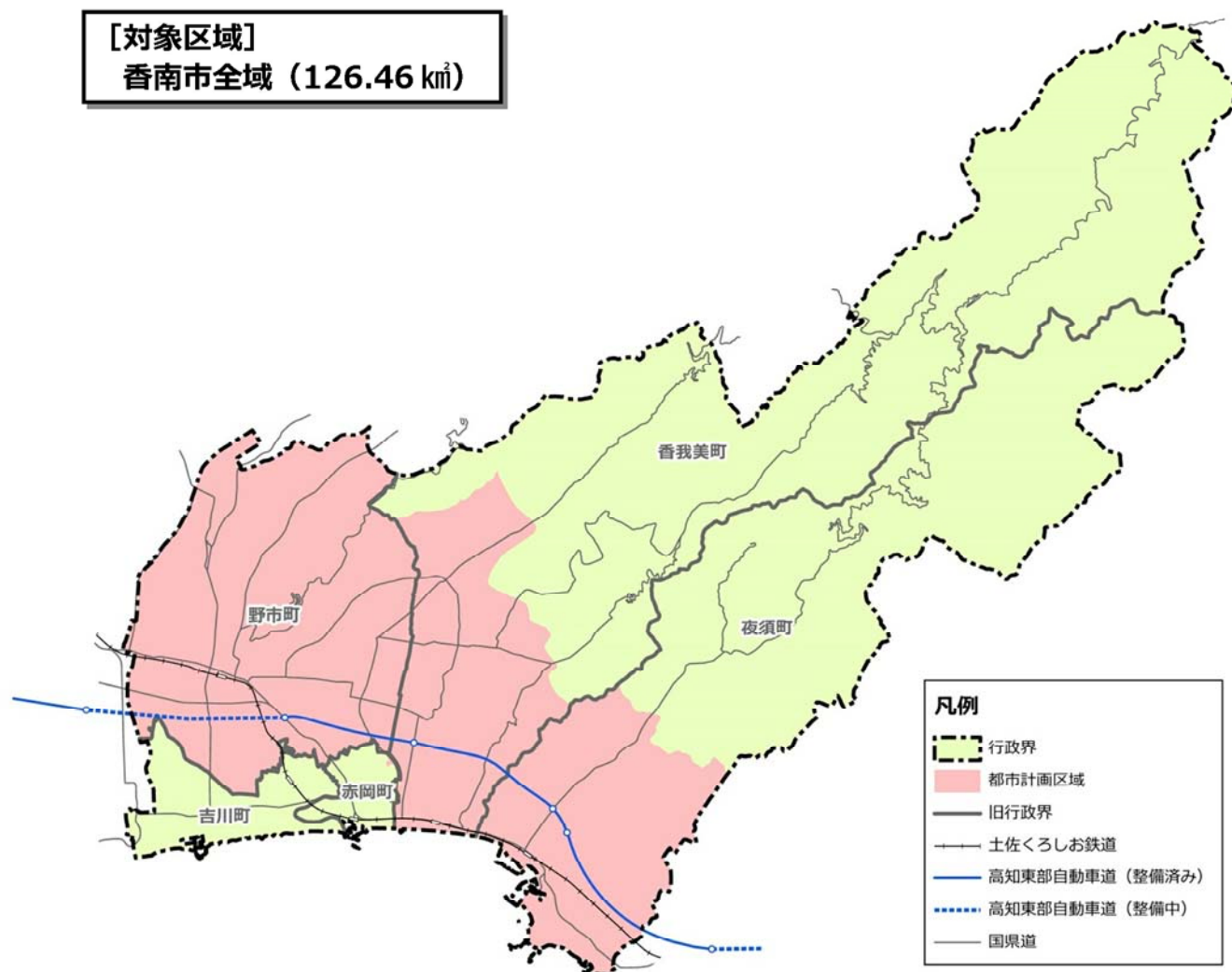
序-5 計画の期間と対象区域

都市計画は、その目的の実現に時間を要することから、長期的な見通しをもって定められる必要があります。そのため、計画の期間は、中央圏域都市計画区域マスタープランとの整合も考慮して、概ね 20 年後の 2035 年までとします。ただし、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や上位関連計画の改定を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

また、都市計画マスタープランの対象区域は、原則として「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全」すべき都市計画区域を対象としますが、本市の都市計画区域は、野市町の全域（昭和 53 年（1978 年）9 月 5 日指定）、香我美町の一部（昭和 53 年（1978 年）9 月 5 日指定）、夜須町の一部（平成 11 年（1999 年）4 月 1 日指定）のみとなっています。赤岡町や吉川町は都市計画区域外となっていますが、本市の都市づくりを考える上では、赤岡町や吉川町をはじめ都市計画区域外を含む一体的な視点が必要であることから、市全域を対象区域とします。

■ 対象区域

[対象区域]
香南市全域（126.46 km²）



序-6 計画策定にあたっての基本的考え方

本計画は、本市を取り巻く社会経済情勢や今後の動向、近年の都市計画の動向などを踏まえ、以下の基本的考え方に沿って策定します。

【1】地域特性に応じた土地利用の方向性を示します

本市は、平成 18 年（2006 年）に赤岡町、香我美町、野市町、夜須町、吉川村の 5 町村合併により誕生しましたが、都市計画区域は、野市町の全域、香我美町の一部、夜須町の一部に指定され、赤岡町や吉川町は都市計画区域外となっています。また、都市計画区域内についても、区域区分や用途地域の指定はなく、のいち駅周辺や幹線道路沿道における点在的な開発や自然環境の荒廃が進行するなど、今後の土地利用の動向によっては、適切な土地利用の規制・誘導方策を検討する必要があります。

そのため、地域の特性に応じた土地利用の方向性を示すとともに、その実現のために今後検討していく土地利用の規制・誘導方策を整理するものとします。

【2】各種の都市機能・土地利用が適切に配置された将来都市構造を目指します

国土交通省では、今後の都市づくりの方向性として、人口減少・超高齢社会や厳しい財政状況を踏まえ、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を目指すべきとしており、都市計画マスタープランにおいて、医療・福祉・商業等の都市機能・居住の集約やこれと連携した公共交通のネットワークについて記載することが望ましいとしています。

本市においても、人口減少や高齢化、点在的な開発による低密度な市街地の拡大が進行していることから、周辺市町村との機能分担も考慮しながら、各種の都市機能・土地利用が適切に配置された将来都市構造を目指すこととします。

【3】人口の維持・定着及び産業振興に関する施策を踏まえた方針を策定します

本市の人口は、平成 22 年（2010 年）をピークに減少に転じており、少子高齢化も進行しています。また、自市内就業率も低下するなど、産業も衰退傾向にあり、地域活力の低下が懸念されます。

そのため、「香南市総合戦略」や「第 2 次香南市振興計画」において、人口の維持・定着や産業振興に関するさまざまな施策・事業が検討されています。

本計画においても、上記計画の施策や事業を踏まえた、土地利用方針や都市施設の整備方針を策定することとします。

【4】地域活性化などに資する「香南のいち IC」周辺の土地利用のあり方を検討します

本市では、高知市や安芸市へ連絡する「高知東部自動車道」の整備が進んでいます。未整備区間の高知龍馬空港 IC から香南のいち IC 間についても事業に着手しており、広域的な交通利便性の更なる向上が期待されています。とりわけ、「高知東部自動車道」と「国道 55 号」が交差する香南のいち IC 周辺は立地条件が良く、今後のまちづくりにおける有効活用が見込まれます。

そのため、アンケート調査により市民の意向も把握した上で、地域活性化などに資する香南のいち IC 周辺の土地利用のあり方を検討し、計画に位置づけるものとします。

【5】南海トラフ地震への対策を踏まえた方針を策定します

本市では、近い将来発生すると想定される「南海トラフ地震」による甚大な被害が見込まれ、被害の軽減に向けたさまざまな対策や事業が実施されています。

そのため、関連計画における対策や事業を踏まえた、土地利用方針や都市施設の整備方針を策定することとします。